

建築確認申請の電子申請を開始します

大垣市建築指導課が行う確認申請の受付について、
ICBA 電子申請受付システムを活用することで、
ご自宅や会社のパソコンから電子申請が可能になります。

電子申請が可能な手続き

- ・ 建築確認申請（計画通知）
 - (1) 建築物：すべての建築物
 - (2) 昇降機：すべての昇降機
 - (3) 工作物：法第 88 条第 2 項を除く工作物
- ・ 変更確認申請（計画通知）
 - (1) 建築物：すべての建築物
 - (2) 昇降機：すべての昇降機
 - (3) 工作物：法第 88 条第 2 項を除く工作物



大垣市マスコットキャラクター
おがっきい

対象者

- ・ 大垣市へ建築確認申請（計画通知）を申請する方が対象です。

ご利用方法

- ・ 一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）が電子申請受付窓口を備えており、大垣市あての建築確認申請も可能となっておりますので、裏面の二次元バーコード又は下記リンクよりアクセスしてください。

「<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000068213.html>」

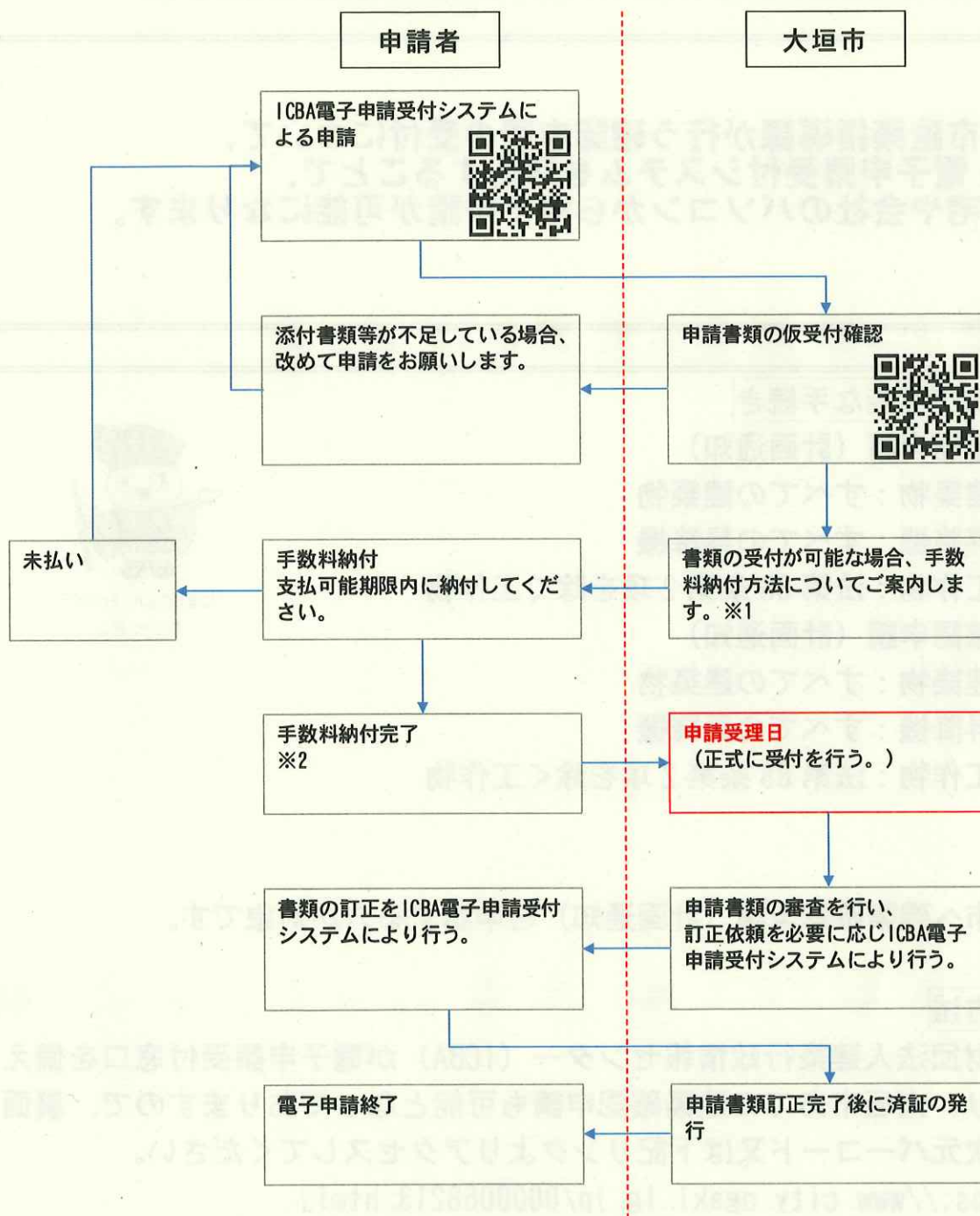
◆手続きの手順は裏面をご覧ください。

※お問い合わせ先

大垣市都市計画部 建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

電子申請の手続き手順



※1 支払い方法：クレジットカード、auPay、PayPay、d払い

※2 支払の完了後、消防同意に使用する確認申請書（計画通知書）の正本1部及び、確認済証等の送付用封筒（切手含む）を大垣市役所都市計画部建築指導課まで郵送をしてください。なお、返送用封筒については、窓口まで受け取りに来庁される場合はこの限りではございません。